

船舶事故調査報告書

令和元年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年10月7日 16時30分ごろ
発生場所	鹿児島県奄美大島北方沖 梵論瀬埼灯台から真方位333°20.7海里付近 (概位 北緯28°45.2′ 東経129°20.7′)
事故の概要	油タンカー兼液体化学薬品ばら積船民豊丸は、北北東進中、また、交通船ななしま2は、北北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年11月5日、主管調査官（那覇事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー兼液体化学薬品ばら積船 民豊丸、498トン 136155、有限会社六甲船舶 B 交通船 ななしま2、19トン 273-12729鹿児島、鹿児島県十島村
乗組員等に関する情報	A 航海士A、四級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に曲損 B 右舷船尾部ハンドレールに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A船は、航海士Aほか5人が乗り組み、北北東進中、航海士Aが、他船を見掛けなかったため、周囲に航行の支障となる他船がいないと思い、船首方の見張りを行っていたところ、後方から接近してきたB船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、自動操舵で北北西進中、船長Bが、椅子に腰を掛けた姿勢で見張りを行ううちに眠気を感じたものの、疲労や睡眠不足を感じていなかったため、居眠りをすることはないと思い、同じ姿勢で見張りを続けていたところ、居眠りに陥り、A船と衝突した。
分析	A船は、北北東進中、航海士Aが、周囲に航行の支障となる他船がいないと思い、船首方のみを見張りを行っていたことから、B船が後方から接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、自動操舵で北北西進中、船長Bが、居眠りに陥ったことから、A船と衝突したものと考えられる。 船長Bは、椅子に腰を掛けた姿勢で見張りを行ううちに眠気を感じ

	<p>たものの、同じ姿勢で見張りを続けていたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が北北東進中、B船が自動操舵で北北西進中、航海士Aが、船首方のみで見張りを行っていたため、B船が後方から接近していることに気付かず、また、船長Bが、居眠りに陥ったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直者は、後方から接近する他船を見落とさないよう周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ 船橋当直中に眠気を感じた場合、手動操舵として椅子から立ち上がったたり、窓を開放して外気に当たったりするなど、居眠り運航を防止する措置を採ること。